

専第12号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年11月13日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 60,500円

相手方		事由
名称	住所	
株式会社アジア エステート	鹿児島市荒田二丁目67番 7号	鹿児島市小川町のマンションにおける事故 (物品損傷)